

下水道局都民の声窓口に寄せられた都民の声（令和2年12月分）

◆受付件数と区分

（単位：件）

苦情	要望	問合せ・相談	その他	感謝・激励	合計
89	2	23	0	1	115

1.下水道料金について

下水道料金は上水道量と同量で算出されると思いますが、下水道量が上水道量よりも少ない場合、減免はされますか。もし減免される場合はどの程度の割合で少ない場合に減免となりますでしょうか。

（説明）

日頃より、東京都下水道局の事業にご理解とご協力をいただきまして、ありがとうございます。

公共下水道の利用者は、使用する水のほとんどを下水道に排出していることから、下水道条例第16条の規定により、使用水量をもって汚水の排出量とみなします。このため、水道使用量と汚水排出量は同量として、下水道料金を算定することになります。

なお、例外として製氷業その他の営業に伴い使用する水量と汚水排出量が著しく異なる（10%以上）場合は、利用者からの申告に基づき、下水道に流さない水の量を差し引いて、汚水排出量を認定のうえ下水道料金を算定します（家庭用は対象外となります）。

今後とも東京都下水道事業へのご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

2.重油について

会社で危険物の屋内タンク（重油）の漏洩訓練を実施しています。それにあたり、例えばビル外（下水道）に流出してしまった場合はどこへ連絡すればいいのか、という話になり問い合わせた次第です。よろしくお願いします。

（説明）

日頃より、東京都下水道局の事業にご理解とご協力をいただきまして、ありがとうございます。

ガソリン等の揮発性の可燃物を下水道に流すと、爆発などの重大な事故を引き起こす原因となります。お問い合わせいただきました重油につきましても、同様になりますので、誤ってこれらのものを流してしまった場合は、まずは、警察か消防にご連絡ください。

また、併せて、その地域を担当する下水道局の出張所にご連絡いただきますようお願いいたします。

なお、出張所は各区で所管がございます。23区内の各出張所につきましては、ホームページに掲載しております。

今後とも東京下水道へのご理解とご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

3.臭気について

臭気がするので調査してほしい。

(対応)

現地調査の結果、道路雨ますより臭気を確認し、防臭器具を設置し対応しました。